

令和7年度 町民税・県民税申告の手引き

社会保険料控除	前年中に本人又は生計を一にする配偶者又は扶養親族が負担することとなっている社会保険料を支払った場合、控除を受けられます。
⑬(左欄)…社会保険の種類と支払った保険料を記入してください。	
⑭(右欄)…支払った社会保険料の合計を記入してください。	

生命保険料控除	前年中に生命保険契約等(A)、介護医療保険契約等(B)、個人年金契約等(C)の保険料又は掛金を支払った場合、控除を受けられます。
⑮(左欄)…A、B又はCの支払った金額を記入してください。	
⑯(右欄)…下表から計算した控除額の合計額を記入してください。(合計額の限度額70,000円)	

旧契約(H23.12.31以前の契約) I	新契約(H24.1.1以降の契約) II		
A又はCの支払った金額	控除額	A、B又はCの支払った金額	控除額
～ 15,000円	支払った保険料の全額	～ 12,000円	全額
15,001円 ～ 40,000円	(A又はC)×0.5+7,500円	12,001円 ～ 32,000円	(A、B又はC)×0.5+6,000円
40,001円 ～ 70,000円	(A又はC)×0.25+17,500円	32,001円 ～ 56,000円	(A、B又はC)×0.25+14,000円
70,001円 ～	35,000円	56,001円 ～	28,000円

A（又はC）で旧契約と新契約の双方がある場合、以下の(1)～(3)の順でA（又はC）の控除額を計算してください。

- (1) 旧契約分のみを上表の計算式Ⅰで計算する。（限度額35,000円）
- (2) 新契約分のみを上表の計算式Ⅱで計算する。（限度額28,000円）
- (3) (1)と(2)の合計額（A（又はC）の控除の合計額の限度額28,000円）（ただし、旧契約分のみで控除額が28,000円を超す場合は、(1)で計算した金額（限度額35,000円））

地震保険料控除	前年中に本人又は配偶者その他の親族が所有する家屋、家財を保険の目的とする損害保険契約等に係る地震保険料又は長期損害保険料を支払った場合、控除を受けられます。
⑰(左欄)…支払った地震保険料、長期損害保険料を記入してください。	
⑱(右欄)…下表から計算した控除額の合計額(1)+(2)を記入してください。 (合計の限度額25,000円)	

地震保険料(A)	控除額(1)	
50,000円以下	A×0.5	
50,000円超	25,000円	

長期損害保険料(B)	控除額(2)	
～ 5,000円	支払った保険料の全額	
5,001円 ～ 15,000円	B×0.5+2,500円	
15,001円 ～	10,000円	

寡婦・ひとり親控除 本人が寡婦又はひとり親の場合、控除を受けられます。

⑬～⑮(左欄)…対象の控除区分にチェックしてください。

⑬～⑮(右欄)…下の計算表で求めた控除額を記入してください。

※住民票の続柄に夫(未婚)または妻(未婚)の記載がある場合は対象外となります。

控除区分			控除額
寡婦	離別	扶養親族（子以外）があり、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
	死別・生死不明	本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	
ひとり親		前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる単身者であり、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円

勤労学生控除 本人が学生又は生徒であって、自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下で、合計所得金額が75万円以下の場合、控除を受けられます。

⑨(左欄)…「□勤労学生控除」にチェックし、学校名を記入してください。

⑨～⑳(右欄)…勤労学生控除と障害者控除の控除額の合計を記入してください。

控除額…26万円

障害者控除 本人又は配偶者、扶養親族が障害者の場合、控除を受けられます。

⑳(左欄)…対象の方の氏名、個人番号、障害の程度を記入してください。

㉑～㉒(右欄)…勤労学生控除と障害者控除の控除額の合計を記入してください。

※配偶者特別控除を受けている配偶者を障害者とすることはできません。

控除区分		控除額
障害者	下記以外の障害者の認定を受けた人	26万円
特別障害者	知的障害者でA判定、精神障害者で1級、身体障害者で1級又は2級及び要介護等で町長等の認定を受けた人	30万円
同居特別障害者	特別障害者で本人と同居している人	53万円

配偶者控除 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で、ほかの人扶養されておらず、事業専従者でない人で、合計所得金額が一定金額以下の場合、控除を受けられます。 ㉑～㉒(左欄)…配偶者の氏名、生年月日、個人番号、前年中の合計所得金額を記入してください。 ㉑～㉒(右欄)…下の計算表で求めた控除額を控除区分に記載された箇所に記入してください。
---	--

配偶者の合計所得 (円)	控除区分	本人の合計所得金額		
配偶者の年齢		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
70歳未満	⑰ 配偶者控除(一般)	33万円	22万円	11万円
70歳以上	⑰ 配偶者控除(老人)	38万円	26万円	13万円
～ 480,000		33万円	22万円	11万円
480,001 ～ 1,000,000		31万円	21万円	11万円
1,000,001 ～ 1,050,000		26万円	18万円	9万円
1,050,001 ～ 1,100,000		21万円	14万円	7万円
1,100,001 ～ 1,150,000		16万円	11万円	6万円
1,150,001 ～ 1,200,000		11万円	8万円	4万円
1,200,001 ～ 1,250,000		6万円	4万円	2万円
1,250,001 ～ 1,300,000		3万円	2万円	1万円
1,300,001 ～ 1,330,000		0円	0円	0円
1,330,001 ～		0円	0円	0円

控除額

※本人の合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の所得が48万円以下の場合は、「口同一生計配偶者」にチェックをしてください。

令和7年度分										町民税 県民税		申告書		世帯番号			
														宛名番号			
														指定番号			
														申告区分			
														電話番号		0569-82-1111	
美浜町長殿										現住所		知多郡美浜町大字河和字北田面106番地					
										1月1日現在の住所		同上					
提出年月日				フリガナ		ミハマ タロウ		個人番号		1234 5678 9012							
年	月	日	氏名	美浜 太郎													
7	3	3	生年月日	S32.6.7		世帯主の氏名		美浜 太郎		続柄		本人		業種又は職業		サービス業	

[illegible]

判定の時期	本人事項や配偶者、扶養親族であるかの判定は、前年12月31日時点の現況によります。	の番号の欄等)に関する法律第2条第3項に規定する個人番号がある。)を記載してください。
未成年	本人が未成年で、未婚の場合は「口未成年」にチェックしてください。 非課税限度額の計算で使用します。 ※既婚者、離婚歴があると対象外です。	

16歳未満扶養親族 生計を一にする扶養親族で、ほかの人に扶養されておらず、事業専従者でない人で、合計所得金額が48万円以下の人で16歳未満の人がいる場合、記入してください。
 対象の方の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号、扶養区分を記入してください。
 非課税限度額の計算で使用します。

扶養控除 生計を一にする扶養親族で、ほかの人に扶養されておらず、事業専従者でない人で、合計所得金額が48万円以下の人がいる場合、控除を受けられます。

③…対象の方の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号、扶養区分、控除額を記入してください。

	16歳以上19歳未満 (H18.1.2～H21.1.1生) 23歳以上70歳未満 (S30.1.2～H14.1.1生)	19歳以上23歳未満 (H14.1.2～H18.1.1生)	70歳以上 (～S30.1.1生)	
			本人又は配偶者の直系尊属で同居している場合	同居していない場合
区 分	一般	特定	同居老親	老人
控 除 額	33万円	45万円	45万円	38万円

営業等	小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得のほか、医師・外交員・大工等の自由職業や漁業などの事業から生ずる所得です。 ア…前年中に収入となることが確定した金額(売上金、雑収入、リポートなど) ①…収入金額から経費(売上原価、減価償却費など)を差し引いた後の金額 ※別紙収支内訳書に収入や必要経費の詳細を記入してください。		
農業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。 イ…前年中に収入となることが確定した金額(農作物等の売上金など) ②…収入金額から経費(肥料、農薬、修繕費、飼料など)を差し引いた後の金額 ※肉用牛の売却にかかる所得がある方は別途ご相談ください。 ※別紙収支内訳書に収入や必要経費の詳細を記入してください。		
不動産	借家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定などから生ずる所得です。 ウ…前年中に収入となることが確定した金額(地代、家賃、礼金、権利金など) ③…収入金額から経費(修繕費、火災保険料、固定資産税、減価償却費など)を差し引いた後の金額		
利子	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得です。 エ…前年中に収入となることが確定した金額で、源泉徴収される前の金額 ④…収入金額と同額 ※20.315%の税率で源泉徴収されている利子等は、申告は不要です。 ただし、国外の預金の利子等は申告が必要です。		
配当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託(利子所得に該当するものを除く)の収益や剰余金の分配金などの所得です。 オ…前年中に収入となることが確定した金額で、源泉徴収される前の金額 ⑤…収入金額から元本を取得するために要した負債の利子を差し引いた後の金額 ※配当割額がある場合は、申告書裏面14欄に配当割額の記入が必要です。		
給与	給料、賞与、賞金、俸給、歳費などの所得です。 カ…前年中に収入となることが確定した金額で、源泉徴収等される前の金額 ⑥…手引きの裏面の表(給与所得の計算)で計算した金額		
雑	公的年金や生命保険契約等に基づく年金、著述家以外の人を受ける原稿料や印税、金融業者以外の人を受ける賞金の利子などの所得です。 キ・ク・ケ…前年中に収入となることが確定した金額(未収入額、現物収入を含む) ⑦…年金については、手引きの裏面の表(公的年金等の計算)で計算した金額 ⑧～⑨…収入金額から経費を差し引いた後の金額		
総合譲渡	土地、建物等以外の資産(書画、ことう品、ゴルフ会員権など)の譲渡による所得です。(申告書裏面10欄で計算した額を記入) コ…申告書裏面10欄の短期の収入金額 サ…申告書裏面10欄の長期の収入金額		
一時	賞金、懸賞当選金、生命保険・火災保険の満期返戻金や一時金などの所得です。(申告書裏面10欄で計算した額を記入) シ…申告書裏面10欄の一時の収入金額		
総合譲渡・一時	申告書裏面10欄に記載された金額から計算された金額です。 ⑩…申告書裏面10欄の「二 合計」の金額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、控除を受けられます。 ⑭…前年中に支払った掛金の合計金額		
基礎	合計所得金額が2,500万円以下の場合は控除を受けられます。 ※2,500万円超の場合は基礎控除を受けることはできません。 ⑮…下表から求めた金額		
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下
基礎控除の額	43万円	29万円	15万円
⑬～⑮控除内容と源泉徴収票の内容が同一の場合は、合計欄だけの記入とすることができます。			
雑損控除	本人又は前年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者その他親族が、前年中に災害、盗難、横領などにより住宅、家財、現金などに損害を受けた場合、控除を受けられます。 損害金額…損害を受けた時の時価+災害関連支出の金額 保険金などで補填される金額…損害について支払を受ける損害保険金や損害賠償金などの金額 災害関連支出の金額…災害により住宅家財等が滅失損壊し、取壊し又は除去のための支出その他付随する支出 ⑯… $\left[\begin{array}{l} \text{損害金額－保険金などで補填される金額－総所得金額の10\%} \\ \text{〔災害関連支出の総額－5万円－保険金などで補填される金額〕※} \end{array} \right]$ のいずれか多い方 ※損害の金額がすべて災害関連支出の場合		
医療費控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費がある場合、控除を受けられます。 支払った医療費…医師や歯科医師などに支払った診療費、治療費、入院費などの金額 保険金などで補填される金額…社会保険等で補填される療養費、分娩費などの金額 ⑰(左欄)…支払った医療費と保険金などで補填される金額を記入して下さい。 ⑰(右欄)…下記の計算式で計算した金額(最高限度額200万円) $(\text{支払った医療費－保険金などで補填される金額}) - \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額の5\%} \\ \text{10万円} \end{array} \right]$ のいずれか少ない金額		
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	本人が健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行っており、前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費がある場合、控除を受けられます。 スイッチOTC医薬品…要指導医薬品及び一般医薬品の内、医療用の医薬品との代替性の高いもの ⑰(左欄)…支払ったスイッチOTC医薬品購入費と保険金などで補填される金額を記入して下さい。 ⑰(右欄)…下記の計算式で計算した金額(最高限度額8万8千円) ※この特例は医療費控除と同時に受けることはできません。 ※この特例を選択する場合は⑰(右欄)の区分に「1」と記入してください。 $(\text{支払ったスイッチOTC医薬品購入費－保険金などで補填される金額}) - 1万2千円$		
その他	合計所得金額…⑫の金額と分離課税所得金額の合計額 総所得金額…⑫の金額から純損失、雑損失等の繰越控除額を差し引いた後の金額 合計所得金額等…合計所得金額から純損失、雑損失等の繰越控除額を差し引いた後の金額		

令和7年度

町民税・県民税申告について

町民税・県民税申告書（以下、申告書）は、町民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるものとともに、町民税・県民税の各種証明書（以下、証明書）の基礎資料となるものです。申告をされない場合、正しい内容で証明書が発行されない、証明書を発行できない、国民健康保険税の軽減措置が受けられない等の可能性がありますので、ご注意ください。

令和7年1月1日現在、美浜町に住所があり、下記の提出要件に該当する人は申告書に前年中(令和6年1月～12月)（以下、前年中）の所得について記入・押印しうえて、提出してください。

申告書の提出が必要な人

(1)前年中に事業、不動産、農業、雑所得(年金以外)、配当、譲渡などの所得があった人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、前年中の年末調整が済んでいない人
(3)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されていない人
(4)前年中に給与所得があったが、所得税が源泉徴収されていない人
(5)前年中の収入が年金のみで、社会保険料控除・医療費控除などを追加する人
(6)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人
(7)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人

申告書の提出が必要ない人

(1)前年中の所得税の確定申告書を提出した人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先で年末調整が済みであり、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されている人
(3)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
(4)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
※証明書が必要な人は申告が必要です。

申告に必要なもの

(1)申告書
(2)前年中の所得のわかるもの(源泉徴収票、収支を記載した書類)
(3)前年中に支払った医療費等の明細書及び保険等で補てんされた金額がわかるもの
(4)前年中に支払った社会保険料の領収書、支払い証明書又は控除証明書
(5)前年中に支払った生命保険料、地震保険の支払証明書又は控除証明書
(6)配偶者及び扶養親族の前年中の所得のわかるもの（配偶者(特別)控除、扶養控除）
(7)障害者手帳などの認定日や障害の程度がわかるもの（障害者控除）
(8)学生証、在学証明書（勤労学生控除）
(9)利用者識別番号が確認できるもの（取得済みの方のみ）
(10)本人確認書類…マイナンバーカード又は以下の書類（AとBの両方）
A：個人番号の通知カード又は個人番号の記載してある住民票の写し
B：運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など
※郵送で申告書を提出する場合は上記の書類の写しを添付してください。
※申告相談窓口で申告書を作成される場合は、提出が必要ないものでも内容の確認に必要ですので、必ず必要書類はすべてご持参ください。

税額の計算

(1)均等割の税額
均等割…4,500円（町民税：3,000円、県民税：1,500円）
(2)所得割の税額
所得控除後の総所得金額(山林所得、退職所得、分離課税所得)×税率－各種税額控除
各種税額控除…調整控除、税額控除(住宅ローン控除等)、配当割額控除等
(3)所得割の税率
分離課税以外…10％（町民税6％、県民税4％）
分離課税については別途お問い合わせください。
(4)森林環境税（国税）
令和6年度から森林整備やその促進のため国税として創設され、町県民税と併せて徴収されます。
森林環境税…1,000円
(5)非課税基準
(a)均等割、所得割及び森林環境税が課税されない人
①前年の合計所得金額が、380,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人 280,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数＋1)＋268,000円
③障害者、未成年、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の人
(b)所得割が課税されない人
①前年の合計所得金額が、450,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人 350,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数＋1)＋420,000円

申告書の提出について

提出期限…令和7年3月17日（月）
提出方法…役場の窓口へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。
ご不明な点があれば、申告相談窓口にお越しください。

申告相談窓口

期 間…令和7年2月17日（月）から3月17日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
受付時間…午前9時から11時、午後1時から4時まで
会 場…美浜町役場1階町民ホール
※相談期間中は混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってご来場ください。
※申告相談を受けるには当日配布される入場整理券が事前の予約が必要です。

その他

この手引きは税法の改正等により内容の一部が変更される場合があります。

14 寄附金に関する事項

地方自治体もしくは住所地の共同募金会や日赤支部又は条例により指定された団体あてに寄附をした場合は、記入してください。
都道府県・市町村分…都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金額
住所地の共同募金会・日赤支部分…主たる事務所が本人の住所所在地の都道府県にある共同募金会に対する寄附金額又は、本人の住所所在地の都道府県に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納された日本赤十字社に対する寄附金額
条例指定分…特定非営利活動法人への寄附金のうち県又は町の条例で定める団体への寄附金額
指定行事の中止に伴い払戻請求権を放棄した場合は、条例指定分となります。

15 所得金額調整控除

給与収入が850万円以上の方の給与所得控除の変更に伴う負担増の軽減として以下の条件に当てはまる場合は、控除を受けることができます。。
(1)23歳未満の扶養親族がいる (2)本人が特別障害者
(3)特別障害者である同一生計配偶者か扶養親族がいる
該当する場合、以下の計算式から求めた控除額を給与所得の金額から控除します。
控除額＝（給与収入金額（限度額1,000万円）－850万円）×10％（最大15万円）

6-1 所得の内訳

(源泉徴収税額)

給与所得、雑年金所得がある人で、源泉徴収票がある人はこちらに記入してください。

所得の種類…給与、雑年金
所得の生ずる場所…給与、雑年金を支払った人・会社等の名称
源泉徴収税額…天引きされた所得税額
力(表面)…所得の種類が給与である収入金額の合計と6-1の月収と賞与等の合計額を合算した金額
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について給与所得計算表から計算した所得金額
※給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合は、給与所得から最大10万円控除します。（控除額＝給与所得(最大10万円)＋公的年金等に係る雑所得(最大10万円)－10万円)

給与所得計算表（円）

収入(A)	所得
0～550,999	0
551,000～1,618,999	A－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	B×4×0.6＋100,000
1,800,000～3,599,999	A÷4(千円未満切捨て)＝B B×4×0.7－80,000
3,600,000～6,599,999	B×4×0.8－440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000
8,500,000～	A－1,950,000

公的年金所得計算表(65歳未満の場合)（円）

収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～400,000	0	0	0
0～500,000			0
0～600,000			A－400,000
600,001～1,299,999			A－600,000
1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000	A×0.75－175,000	A×0.75－75,000
4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000	A×0.85－585,000	A×0.85－485,000
7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000	A×0.95－1,355,000	A×0.95－1,355,000
10,000,000～	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000

公的年金所得計算表(65歳以上の場合)（円）

収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～900,000	0	0	0
0～1,000,000			0
0～1,100,000			A－1,000,000
1,100,001～3,299,999			A－1,100,000
3,300,000～4,099,999	A×0.75－375,000	A×0.75－175,000	A×0.75－75,000
4,100,000～7,699,999	A×0.85－785,000	A×0.85－585,000	A×0.85－485,000
7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,555,000	A×0.95－1,355,000	A×0.95－1,355,000
10,000,000～	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000

6-2 給与所得の内訳

給与所得がある人で、源泉徴収票がない人はこちらに記入してください。

月ごとの日給、勤務日数、月収及び賞与等の金額、収入の合計額、勤務先の所在地、名称、電話番号を記入してください。
力(表面)…月収と賞与等の合計額と6-2の所得の種類が給与である収入金額の合計を合算した金額
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について6-2内の給与所得計算表から計算した所得金額

7 事業・不動産所得に関する事項

事業（営業、農業）所得や不動産所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
所得の種類…営業、農業、不動産
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…収入金額を得るために直接に要した費用の額及び販売費、一般管理費などの費用
専従者控除…11の合計額
青色申告特別控除…青色申告の場合は、下の表の金額（一定の要件を満たせば55万円が65万円になります。）
アイウ(表面)…所得の種類が営業(ア)、農業(イ)、不動産(ウ)である収入金額の合計
①②③(表面)…収入金額から必要経費及び控除額を差し引いた金額の合計（営業①、農業②、不動産③）

青色申告特別控除額（円）

種式簿記に基づいてその事業にかかる貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合	550,000	不動産所得、事業所得、山林所得(10万円の特別控除のみ)の順で所得金額から控除する
その他の場合	100,000	

8 配当所得に関する事項

配当所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
配当所得の種類…上場株式配当等、株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、収益の分配、投資信託
所得の生ずる場所…配当等を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…元本の取得に要した負債の利子
オ(表面)…収入金額の合計
④(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計
※国外株式等に係る外国所得税額がある場合は別途ご相談ください。
※住民税の配当割を課された上場株式の配当所得等については、申告をしないことを選択することができます。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑所得(公的年金等以外)がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
種目…報酬、謝礼、生命保険年金、郵便年金、原稿料、印税、講演料、貸付金利子、還付加算金、FX
所得の生ずる場所…雑所得(公的年金等以外)を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…収入を得るために必要な経費（特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費等）
ク(表面)…収入金額の合計
⑧(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額（業務に係るもの：副業に係る収入のうち営利を目的としたもの）
⑨(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額（その他：公的年金等、業務に係るもの以外のもの）

10 総合譲渡・一時所得

分離課税としない譲渡所得（長期譲渡、短期譲渡）又は一時所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
短期…土地建物等以外の資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年以下であったものを譲渡した際の所得金額
長期…資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年を超えるものを譲渡した際の所得金額
一時…営利目的の継続的行為からの所得でなく、労務等の報酬でなく、資産の譲渡所得でない一時的な所得金額
必要経費…収入を得るために必要な経費
譲渡所得の特別控除額…50万円（差引金額が上限で、短期、長期の順で所得金額から差し引く）
一時所得の特別控除額…50万円（差引金額が上限）
ケ(表面)…イの金額 コ(表面)…ロの金額 サ(表面)…ハの金額 ⑩(表面)…二の金額

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合は控除を受けられます。
氏名、本人との続柄、生年月日、個人番号、従事月数、専従者給与（控除）額を記入してください。
専従者給与（控除）額…下の表の金額
事業専従者…生計を一にする配偶者又は15歳以上のその他の親族で、6か月を超える期間を専ら事業に従事している人

専従者控除額（円）

続柄	青色申告の承認がない場合	青色申告の承認がある場合	続柄	青色申告の承認がない場合	青色申告の承認がある場合
配偶者	860,000	相当と認められる給与額	配偶者以外	500,000	相当と認められる給与額

12 別居の扶養親族に関する事項

手引き表面の⑩扶養控除欄の同居・別居の区分を別居と記入した人がいる場合は、対象の方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

6 給与所得の内訳

(給与以外の所得がある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。)

月 日 給 勤務日数 月 収

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

賞与等

合 計

収入金額及び所得の金額が記入された源泉徴収票の提出先

勤務先名

電話番号

○所得の内訳（源泉徴収税額）

(※源泉徴収税額に関する事項は、源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載されています。)

所得の種類	種 目	収入金額	源泉徴収税額
給与	給与・賞与	1,675,200	8,000
雑年金	公的年金等	日本年金機構	1,843,500
1,843,500	13,175		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	種 目	収入金額	必要経費	専従者控除額	所得金額
営業	美浜町河和北田面106	4,248,000	973,000	700,000	79,000
不動産	美浜町河和北田面106	792,000	221,000		571,000

8 配当所得に関する事項

種 目	収入金額	必要経費
上場株式配当等	配当 株式会社 令和2年8月 150,000	0

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	収入金額	必要経費
報酬	報酬 株式会社 518,000	360,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額	必要経費	譲渡所得	所得金額
短期	621,000	580,000	41,000	0
長期	1,322,000	797,000	525,000	66,000
一時	875,000	353,000	522,000	22,000
合 計				44,000

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続 柄	生 年 月 日	個 人 番 号	従 事 月 数	専 従 者 給 付
昭和62年6月7日	子	700,000			
昭和62年6月7日	子	12			

13 事業税に関する事項

事業税	課税額	納付額
知多郡美浜町大字北方十二番1-2		

14 寄附金に関する事項

寄附金	寄附金
7,500	

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除	所得金額調整控除